

上水道告示第10号

長浜水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年上水道告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団

企業長職務代理者

局長 前田喜代次

長浜水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年上水道告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「または寄付行為」および「または外国人登録証明書の写し」を削る。

第5条第1項第3号イ中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第12条第4項中「行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が」を「行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときは、」に、「特に支障がないときは、この限りではない。」を「支障がないことを確認しなければならない。」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。